

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2022年 8月 16日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒273-8601 千葉県船橋市本町2-7-17		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 石井食品株式会社 代表取締役社長 石井 智康 電話 047-435-0141			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	5 台	台	台	5 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	13 台	台	台	13 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	25	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	毎月のフロン簡易点検の実施			
	廃棄時	回収証明書の受理と一覧にて記録			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	設置年数が長い冷凍機から優先的に更新			
	廃棄時	弊社での廃棄処理は無し、メーカー回収依頼、回収時の立ち会いを行い回収証明書を受理する			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	メーカーや展示会での情報を通じて冷媒技術開発情報を集約し、弊社冷凍機更新機器の選定として冷却率が保障されたものについては温室効果の低い冷媒ガス仕様機器を積極的に取り入れる				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。